やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度 Q＆A

令和４年７月８日
山口県環境政策課

◇ 目 次

＜やまぐち再エネ電力認定制度について＞

Q101 「やまぐち再エネ電力認定事業所」の認定基準は何ですか？ ……………… 1

Q102 再エネ電力利用宣言事業所の登録はどのように行うのですか？ …………… 1

Q103 再エネ電力の調達方法はどのような方法がありますか？ ……………………… 1

Q104 認定を受けられる事業所の単位を教えてください。 …………………………… 1

Q105 認定に有効期間はありますか？ ……………………………………………………… 1

Q106 既に再エネ電力に切り替えている場合は対象となりますか？ ……………… 1

Q107 申請する再エネ調達割合は、宣言内容と同じでないといけないのですか？ … 2

Q108 認定後に再エネ電力の調達量の報告は必要ですか？
（調達割合が確保されているか毎年県が確認するのですか？） …………………… 2

＜申請書の記入内容等について＞

Q201 再エネ電力に切り替えたばかりなのですが、消費電力量（年間）【B】は、
何を記入したらいいですか？ ……………………………………………………………… 3

Q202 再エネ由来電力量のうち「やまぐち再エネ電力」の電力量が
分からないのですが、どうしたらいいですか？ …………………………………… 3

Q203 再エネ電力由来メニューに契約を変更したばかりなのですが、
年間購入電力量はどのように記入したらいいのですか？ …………………………… 3

Q204 PPA モデル等活用した電力購入に変更したばかりなのですが、
年間購入電力量はどのように記入したらいいのですか？ …………………………… 3

Q205 同一事業所内で小売電力事業者と複数の電力メニュー契約を
結んでいる場合は、どのように記入したらいいのですか？ ………………………… 4

Q206　「やまぐち再エネ電力」の確認方法で、「トラッキング付き非化石証書の写し」を提出することになっていますが、当該年度の実績（非化石証書）は、翌年に交付されるため、申請時に添付することができません。この場合、実績が確認できるまで申請はできないのでしょうか？ ……………………………… 4

＜認定を置けた場合のメリット等について＞

Q301　認定を受けた場合、どのようなメリットがありますか？ ……………………… 5

Q302　ロゴマークに使用制限はありますか？ ………………………………………… 5

Q101　「やまぐち再エネ電力認定事業所」の認定基準は何ですか？

事前に「ぶちエコやまぐち宣言書」において、事業所で使用する電力を2030年度までに再エネ電力に転換することを宣言する必要があります。 さらに、事業所における1年間の総電力供給量の30%以上を再エネ電力で調達すること、かつ、調達する再エネ電力の一部又は全部が県内で発電された再エネ電力であることです。

Q102　再エネ電力利用宣言事業所の登録はどのように行うのですか？

「ぶちエコやまぐち宣言書」で宣言してください。 なお、「ぶちエコやまぐち宣言書」は、認定事業所の申請書と同時に提出されてもかまいません。

Q103　再エネ電力の調達方法はどのような方法がありますか？

主に３つの調達方法があります。 「自家発電」・・・自社が保有する発電設備による発電 「再エネ電力の購入」・・・小売電力事業者との契約やPPAモデル 「環境価値のみの購入」・・・再エネ電力証書(ｸﾞﾘｰﾝ電力証書、非化石証書等) なお、上記の手法を組み合わせることも可能です。 例）自家発電で25%を調達、再エネ電力から5%を購入し、再エネ率30%を達成

Q104　認定を受けられる事業所の単位を教えてください。

○○支店や▲▲店、□□工場など、事業所単位で申請いただけます。 また、同一事業所であっても、例えば事務所と工場でそれぞれの電力使用量が明確な場合（別々に契約をしている場合など）は、それぞれの事業場での申請も可能です。

Q105　認定に有効期間はありますか？

認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して３年を経過した日の属する年度の末日までとなります。 例）令和４年８月１日に認定された場合の有効期間は、令和７年３月31日までとなります。

Q106　既に再エネ電力に切り替えている場合は対象となりますか？

再エネ比率が30%以上、かつ、山口県内で発電された電力が含まれていれば、対象となります。

Q107　申請する再エネ調達割合は、宣言内容と同じでないといけないのですか？

宣言事業所での宣言は、2030 年度までに再エネ電力に転換すること（＝目標）であるため、申請する再エネ調達割合（＝現状）と必ずしも一致する必要はありません。 例）宣言：100%以上、申請（認定）：50%以上

Q108　認定後に再エネ電力の調達量の報告は必要ですか？（調達割合が確保されているか毎年県が確認するのですか？）

再エネ電力の利用状況については、毎年 2 月末日までに、別記第４号様式にて報告をお願いします。

Q201　再エネ電力に切り替えたばかりなのですが、「消費電力量（年間）【B】」は、何を記入したらいいですか？

① 自家発電ですべての電力を賄う場合は、直近 1 ヶ月分の実績値×12 ヶ月をした 1 年間分の推計値を記入してください。
※詳しくは、「認定申請に係る手引き」参照

また、不足電力を小売電気事業者等から購入している場合は、購入電力量を含めた直近の１年間（年度でも可）の消費電力の実績を記入してください。

② 再エネ電力の購入、環境価値の購入の場合は、直近の１年間（年度でも可）の消費電力の実績を記入してください。

なお、自家発電と再エネ電力の購入を組み合わせている場合は、以下の計算方法により算出してください。

消費電力量【B】＝（自家発電:年間消費電力量【E】）＋（再エネ電力の購入:年間購入電力量【F】
＋PPA モデル等活用した電力購入: 年間購入電力量【Ｉ】）

Q202　再エネ由来電力量のうち「やまぐち再エネ電力」の電力量が分からないのですが、どうしたらいいですか？

自家発電や、トラッキング付きの再エネ電力メニューの購入など、山口県内で発電されている再エネ電力量が明確な場合のみご記入ください。

Q203　再エネ電力由来メニューに契約を変更したばかりなのですが、年間購入電力量はどのように記入したらいいのですか？

契約変更前でよいので、申請月の過去１年間（年度）の購入実績を記入してください。

Q204　PPA モデル等活用した電力購入に変更したばかりなのですが、年間購入電力量はどのように記入したらいいのですか？

① 調達電力の 100%を PPA モデル等活用した電力購入に変更した場合は、契約変更前でよいので、申請月の過去１年間の購入実績を記入してください。

② 調達電力の一部を PPA モデル等活用した電力購入に変更した場合は、自家発電の年間発電量の計算方法を参考にしてください。

Q205　同一事業所内で小売電力事業者と複数の電力メニュー契約（※）を結んでいる場合は、どのように記入したらいいのですか？

※　高圧　＋　低圧（電灯）を契約している場合　等

> 申請書（別記第１号様式）（2）①小売電気事業者との契約の表をコピーし、契約している全ての電力メニュー（再エネ電力由来メニューのみ）を記入してください。
>
> なお、再エネ電力由来メニュー以外の契約を結んでいる場合は、こちらに記入する必要はありませんが、「消費電力量（年間）【B】」は再エネ電力由来メニュー以外の電力購入量も含めた事業所全体の消費電力量を記入してください。

Q206　「やまぐち再エネ電力」の確認方法で、「トラッキング付き非化石証書の写し」を提出することになっていますが、当該年度の実績（非化石証書）は、翌年に交付されるため、申請時に添付することができません。この場合、実績が確認できるまで申請はできないのでしょうか？

> ①　非化石証書の購入先等の指定ができる場合は、その内容が確認できる書類を添付してください。
> 　また、非化石証書は交付された時点で写しの提出をお願いします。なお、毎年度の現況確認時にも提出をお願いします。
>
> ②　非化石証書の購入先等の指定がでない場合は、非化石証書が交付された時点で申請してください。
>
> ③　契約する小売電気事業者が提供する電力にやまぐち再エネ電力が含まれていることが確認できている場合（小売電気事業者が山口県内に自社で再エネ電力の発電設備を保有している場合や相対取引等で山口県内からの再エネ電力の購入が確認できる場合）は、**証書の添付は不要**です。

Q15　認定を受けた場合、どのようなメリットがありますか。

認定証を交付するとともに、企業名等を県ホームページ等で公表します。 また、「やまぐち再エネ電力利用事業所」の名称や、オリジナルの「ロゴマーク」が使用可能となり、自社の取組をＰＲできます。

Q16　ロゴマークに使用制限はありますか

認定を受けた事業者が使用する場合、特段の制限はなく、封筒や名刺などの印刷物やポスター、のぼり旗などのプロモーションツール等、様々な場面で活用できます。 ただし、ロゴマークの変形・組替え・色を変える等の加工は禁止しています。 詳しくは、認定後にロゴマークのデータと一緒に提供する使用マニュアルをご確認ください。